

議案第十六号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。